

(別添2) 第3次生物多様性国家戦略案の特徴

【第1部：戦略】

1. 【前文】において、基本的な考え方を最初に提示
まず最初に、生命の誕生以来長い歴史により形成された生物多様性から記述をはじめ、人口が減少する中で、人と自然が共生する「いきものにぎわいの国づくり」を目指すことを記述。
策定の経緯や第3次戦略の役割・性格のほか、各主体（国、地方公共団体、企業、NGO、国民）の役割を記述。
2. 【第1部第1章：生物多様性の重要性と理念】の新設
数え切れない生命が地球の環境を形成し、進化を重ねて創り上げた生物多様性は、地球の長い歴史の中で育まれたかけがえのないものと明示。
すべての生命、そして人間の暮らしを支える存在として不可欠なものとして、生物多様性の重要性をわかりやすく解説し、4つの理念を提示。
(4つの理念)
すべての生命が存立する基盤を整える。人間にとって有用な価値をもつ。
豊かな文化の根源となる。将来にわたる暮らしの安全性を保証する。
3. 【第1部第2章：生物多様性の現状と課題】における記述の追加
3つの危機（人間活動や開発による危機、人間活動の縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機）に加えて、新たに、地球温暖化の進行について生物多様性に逃れることのできない深刻な問題を与えるものとして提示。「地球温暖化と生物多様性」の節を新設し、地球温暖化の影響を示したほか、生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和とその適応策の必要性について記述。
(緩和と影響への適応策)
 - ・多くの炭素を固定・貯蔵している森林・湿原・草原の保全
 - ・里山や草原などの生態系管理で生じるバイオマスの利活用によるCO2排出抑制
 - ・生物多様性への影響を把握するための継続的なモニタリング
 - ・環境変動への適応力の高い地域に固有の健全な生態系の保全・再生
 - ・温暖化に適応した変化を可能とする生態系ネットワークの形成「第3節3つの危機の背景」として、戦後の急速な社会経済状況の変化があり、急激に生物多様性の損失が進んだことを記述。
「第4節生物多様性の現状」として、国連により実施されたミレニアム生態系評価を簡潔に紹介するとともに、海洋の生物多様性や氾濫原など明るい環境の生物多様性について記述を充実し、レッドリストの改定や鳥獣との軋轢の拡大などこの5年間の生物多様性についてのデータを概説。さらに、世界とつながる日本の生物多様性について、項目を立てて記述。
「第5節生物多様性の保全の状況」では、国のほか、地方公共団体、企業、NGOなどによる取組について重要な役割をもつものとして紹介。
4. 【第1部第3章：生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標】の充実
自然共生社会を構築するための3つの目標として、保全、持続可能な利用、それらを社会経済活動の中に組み込んでいくことを提示。
生物多様性条約2010年目標とわが国の生物多様性総合評価について記述し、その中で指標の開発、危機の状況の地図化、ホットスポットの選定などを進めることを明示。ポスト2010年目標づくりにも貢献。
生物多様性から見た国土のランドデザインを、過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を100年をかけて回復する「100年計画」として提示。また、国土全体の姿を示すとともに、国土の特性の応じた7つの地域ごとに100年後の望ましい地域のイメージを提示。

5. 【第1部第4章：生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針】の提示

「第1節基本的視点」において、施策を展開する上で不可欠な共通の基本的視点として、科学的認識と予防的順応的態度、地域重視と広域的な認識、連携と協働、社会経済的な仕組みの考慮、統合的な考え方と長期的な視点、の5つを提示。

「第2節基本戦略」として、100年先を見通したうえで今後5年間程度の間に取り組むべき施策の方向性を4つの基本戦略として提示。

生物多様性を社会に浸透させる

- ・地方版戦略のための指針や企業活動ガイドラインの作成
- ・専門家やNGOが核となった市民参加型調査
- ・放課後の自然体験学習や「五感で感じる」原体験のための空間づくり
- ・生物多様性に配慮した食品や木材の購入などのライフスタイルの転換の提案

地域における人と自然の関係を再構築する

- ・未来に引き継ぎたい重要里地里山の選定
- ・都市住民や企業など多様な主体が共有の資源として管理していく仕組み
- ・緩衝帯づくりなど鳥獣と棲み分けられる地域づくりと担い手育成
- ・生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進
- ・トキなど希少野生動植物の生息できる空間づくりや外来種の防除

森・里・川・海のつながりを確保する

- ・さまざまな空間レベルでの生態系ネットワーク計画や広域圏レベルでの図化
- ・国立・国定公園の総点検、照葉樹林・里地里山・海域などの積極的な評価
- ・広域的観点からの自然再生、民有地での自然再生活動の支援
- ・「美しい森林づくり推進国民運動」を通じた間伐の実施や多様な森林づくり
- ・都市内の水と緑のネットワーク形成、企業とNGOの協力による緑地保全
- ・河川・湖沼・湿原・湧水・ため池・水路・水田など水域のネットワークの形成
- ・耕作放棄地や休耕田を活用した湿地再生、地下水や湧水の保全
- ・海洋の生物多様性のデータ充実や浅海域での保護地域指定の充実
- ・漁業など多様な利用と両立する自主的な資源管理や海域保護区などのあり方検討

地球規模の視野を持って行動する

- ・自然共生モデルの世界への提案（SATOYAMA イニシアティブ）
- ・美しい森林などを世界へ発信（美しい日本の自然キャンペーン）
- ・総合評価の実施とアジア太平洋地域の国々への技術支援
- ・生物多様性保全のための法制度体系の強化の必要性について検討
- ・自然環境データの充実（中大型哺乳類、海洋・沿岸域など）と速報性の向上
- ・温暖化影響を含む生態系総合監視システムの構築
- ・生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和施策の推進
- ・地球温暖化に対し適応力が高い生態系ネットワークのあり方など適応策の検討
- ・海外とのつながりの視点に基づく国際協力の推進

【第2部：行動計画】 実施主体を明記し、実施への道筋を透明化

具体的な数値目標が設定されている行動計画の例

- ・ラムサール条約に登録された国内の条約湿地について、現在の33箇所に加えて新たに10箇所増やすことを目指す。（環境省）
- ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、現在の73種に加えて新たに15種程度の指定を目指す。（環境省）
- ・特定鳥獣保護管理計画について作成を促進し、現在の89計画を平成24年までに170計画とすることを目標とする。（環境省）
- ・エコファーマー認定件数について、平成18年9月の約11万件を平成21年度末に20万件とすることを目標とする。（農林水産省）
- ・生物多様性という言葉の認知度を平成16年の30%から50%以上とすることを目標とする。（環境省）
- ・小学生を対象とした農山漁村での1週間程度の体験活動を推進し、全国2万3千校（1学年120万人を目標）での展開を目指し、受け入れ態勢の整備などを進める。（総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）